

●福岡市教育委員会傍聴人規則

昭和27年11月1日
教育委員会規則第2号

(傍聴の手続)

第1条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を、受付簿に記入し、係員の指示に従つて、傍聴席に着かなければならない。

(入場の制限)

2 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から開会予定時刻までの間行うものとする。

3 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、これを増員することができる。

4 会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められるもの

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯しているもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の心得)

第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 飲食を行うこと。

(5) 帽子をかぶること。

(6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(撮影の禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りではない。

(退場)

第5条 傍聴人は、秘密会が開かれるとき、又は委員長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

～ 略 ～